

令和4年度第7回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年11月22日(火) 10時1分開会 11時15分開会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 12名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
米子市農業委員会

農業会議

倉益、熊谷、山根、中嶋、谷口

| 発言者等 | 議 事 要 旨 |
|--------------|--|
| 1 開 会 事務局 | <p>(午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第7回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中12名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、本日、出席者数が少ないのですが、土地改良区の全国大会、JA関係の全国会議と重なってしまい、委員の中でこちらへ県外出張されて、今回の出席者が12名の出席ということで開催させていただきます。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p> |
| 2 会長挨拶 | <p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶申し上げます。</p> <p>本日、令和4年度第7回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、11月に入り鳥取県の新型コロナウイルス感染症の患者数が昨日までに7,654名、先月、10月は1ヶ月の感染発症者数5,725名で先月を上回っております。情報によりますと新型コロナウイルス感染が第8波に入ったとも言われております。前日までの本県発症患者数が76,288名と報告がありました。一向に収まる気配が見える状況ではありません。また、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時感染者、フルロナと言われているようですが、発生、重症率も4.2倍とも言われ、これからの予防対策を十分行う必要があると思います。</p> <p>今月、11月17日、倉吉未来中心大ホールにおきまして、県内の農業委員、農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農地利用の最適化の推進のための研修を通じて、最適化の目標達成に向けて意識をより一層高め、今後の農業委員会活動に資するため、鳥取県農業委員会特別研修会を開催を致しました。県農林水産部西</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>尾部長、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構伊藤理事長にもご出席いただきました。</p> <p>5月の農業経営基盤強化促進法等の関連法案が一括成立し、農業委員会の業務は、増大、複雑多岐に渡っての活動をしなければならぬ中で、来年7月には、農業委員会の全国統一改選が実施されます。そして、食料・農業・農村基本計画の中で食料安全保障の取り組み課題もあります。このような状況より、研修会を事例発表と講演の2本立てで実施致しました。</p> <p>事例発表は、日野町農業委員会より農業委員会新時代への挑戦と題し、タブレット端末を利用した農地利用状況調査を動画にし、地域計画の取り組みについて発表していただきました。</p> <p>講演につきましては、全国農業会議所稲垣事務局長において頂き、農業委員会組織等をめぐる情勢と農地利用の最適化の取り組みについてと題し講演を頂きました。</p> <p>この研修を受けられた、農業委員・農地利用最適化委員が各地域において日常活動の中で十分発揮して頂けるものと期待を致しております。農業会議も研修会を始め農地利用の最適化の取り組みのため、各市町村農業委員会へ支援を行ってまいります。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会につきましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、米子市1件、情報提供につきましては、常設審議委員会運営規定の一部改正ほか、3件予定を致しております。</p> <p>十分な審議をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p> | <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>横山委員(八頭町農業委員会会長)、永田委員(北栄町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p> |
| <p>4 報告事項 議長</p> <p>県経営支援課</p> | <p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について県から報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p> |

| | |
|--|--|
| 議 長 | <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| <p>5 議 事 議 長</p> <p>事務局</p> <p>米子市農委 事務局</p> | <p>議事に入ります。 議案第 1 号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第 5 条案件で、1 件、米子市の意見聴取案件です。 委員会事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは米子市農業委員会より説明いただきます。</p> <p>米子市農業委員会事務局の [] でございます。よろしくお 願いします。座って説明させていただきます。 それでは、本件について、A 4 縦、2 ページからの 3 0 a を超える 事案説明資料を基にしまして、順に説明いたします。 初めに、1 土地の所在地等ですが、 []、 合計 4 8, 2 2 3 m²となります。 続きまして、5 ページの中間図をご覧ください。本申請地は []</p> <p>2 の現在の営農状況ですが、本申請地を含め周辺農地は水田が広 がり、主に水稻が作付けされております。 3 の転用事業者は、米子市です。 4 の転用目的ですが、 [] です。必要性ですが、本市に おける現状として、山陰地域の交通の要衝である本市への進出を検 討する企業からの問い合わせは数多くありますが、適当な用地が確 保できないために他の地域へ流出している状況になっています。こ のような機会の損失をなくすため、米子市への進出を検討している 企業のニーズに合った新たな産業用地の整備が急務となっております。 一方、本市の農業をみると、農業従事者の減少や農村地域から の人口流出が進行しており、農業経営及び農村地域は厳しい状況に 置かれています。</p> <p>工業団地等の産業用地候補地については、既存の工業団地は、近 隣の流通業務団地の利用充足を経た今日では、造成済の工業団地の 僅かな空き地を残すのみとなっております。令和 2 年に整備を完了 した米子インター周辺工業用地についても、一部工事は未着工では ありますが、分譲開始から 2 年足らずで全区画の分譲を完了して おり、空きがない状況です。また、市街化区域内の立地可能な用途区 域内でまとまった土地を確保することも困難な状況となっております。 このような本市の現状も踏まえつつ、新たな雇用の創出と農工 一体の産業振興を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関 する法律に基づき実施計画を作成し、第 1 種農地である本申請地へ の行政による産業用地整備を計画するに至りました。この実施計画 は令和 4 年 8 月 3 日付けで鳥取県知事の同意を得ております。本申 請地は、企業のニーズや開発可能な面積が確保できていること、ま</p> |

た、周辺のインフラ整備状況等を総合的に判断し選定したものです。

続きまして、5の立地基準について、農地区分ですが、概ね10ha以上の規模の一団の農地で、第1種農地に該当します。許可根拠については、地域整備法に基づく開発計画に該当します。地域整備法の中に、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律も含まれております。

営農条件ですが、本申請地を含め周辺農地は水田が広がり、主に水稻が作付けされておりますが、XXXXXXXXXX、既存の工業団地にも接しており、利便性の良い場所となっております。

代替地についてですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める実施計画を作成し、令和4年8月3日付で鳥取県知事から同意を得ている土地であり、代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、令和4年11月4日付で農振農用地から除外されております。その他、他法令の状況については記載のとおりです。なお、埋蔵文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを米子市文化振興課へ確認しております。

規模の妥当性ですが、6ページの土地利用計画図・断面位置図をご覧ください。分譲地3区画39, 442㎡、公園1ヶ所1, 805㎡、洪水調整池1ヶ所4, 596㎡、そのほか区画道路等を含めますと、ご覧のと通りの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

被害防除計画等ですが、最低60cm最高80cm程度の盛土造成を行い、周囲に幅員6m～12mの道路を設置し、両側に側溝を設けます。続きまして、11ページ、排水計画図敷地周辺をご覧ください。雨水の排水につきましては、敷地内の新設側溝から敷地内新設調整池へ集め、既存工業団地内の排水路へ接続後、既存の工業団地内の調整池へ流します。続いて、12ページの排水計画図広域図をご覧ください。既存の工業団地内の調整池へ流した後は、山陰道より北側にある既存の流通業務団地内に接続し、XXXXXXXXXX農業用の水路へ流れ出ることはありません。なお、側溝や調整池等の各地点において水が溢れ出ることはないよう、流量計算に基づいた計画がなされていることを確認しております。汚水の排水につきましては、進出企業がそれぞれ合併浄化槽を設置して対応します。

資金調達ですが、令和4年度に土地買収と測量設計が予算化されており、令和5年度以降に工事費等予算化していく予定です。

XXXXXXXXXXの同意、隣接耕作者の同意を確認しております。最後に農業公共投資につきましては、昭和43年～昭和51年に県営箕蚊屋地区ほ場整備事業が実施されております。

(当日、全体平面図の追加資料を提出したため、米子市道路整備課の担当職員から、造成に係る仕様の説明があった。)

以上、XXXXXXXXXXにおけるXXXXXXXXXXを目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を足立委員からお願いします。

足立委員

それでは現地調査の報告をいたします。

11月14日、日吉津村の齋下会長と私で現地調査をいたしました。当日は、米子市役所会議室で田辺会長、中本代理はじめ関係者に集

まっていただき、詳細の内容説明の後に、現地を確認いたしました。先ほど、米子市の担当から説明があったとおり、本件は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める実施計画に基づき、転用が計画されたものであり、県からの同意書も確認し、一連の手続きも済んでおります。以上から、米子市が責任を持って施工されるものであること、また、現地も既存の流通、工業団地の隣接したところに位置して、転用許可の判断基準に照らしても問題ないと、米子市農業委員会の判断されたとおり許可は妥当と判断いたしましたので報告させていただきます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは案件の説明、現地調査の報告も終わりました。皆さんからご質問をお願いします。はい、どうぞ。

恩田委員

このような非常に大きな転用ということであるが、まず、一点目は、該当地に利用集積があったのかどうか。それから、5万㎡もの造成で、流量計算がしてあるかどうか、今、ゲリラ豪雨というものもあります。1時間に100ミリとか、ただ、流量計算がしてあるというだけでは納得できない。どのような流量計算がしてあるのか、この二点をお聞きしたい。

米子市農委事務局

利用集積につきましてですが、当該地で貸し借りがありましたのは1件でございまして、あとは自作地ということでございます。なお、農振除外の際にすべての同意がとれてございます。あと、流量計算については道路整備課の担当から説明させていただきます。

(説明者が農業委員会から米子市道路整備課へ)

流量計算につきましては、造成地内に降った雨は一旦、側溝を通じて調整池へ流入します。流量計算は30年確率で計算してございまして、1時間あたり130ミリの降水量に耐える計算となっております。

恩田委員

利用集積があったということだが、大型農家が借りておられるということであれば、他の田を探してそれを補うことをやられたのか。私たち農業委員会としては、利用集積がなくなるのであれば、他の所を見つけてあげて、収入の安定の支援をするというのが任務だということ、それと130ミリ以上のものが降って水害が生じたということになると誰が責任をとるのか。ここは大事な所だから議事録に残しておいていただきたい。

米子市農委事務局

利用集積の点ですが、1件でございまして、米子市でも1、2番の大規模な農家で、1筆だけでありましたので特に問題はないということで同意は得ております。他を探すということはしておりません。

恩田委員

利用集積が少しずつ減少してきた時に、いくら大型農家であろうが、経営に支障をきたすようなことになってくる。積み重なってくると経営に響いてくる。何もしていないというのは些かおかしいのではないか。農業委員会の使命だと思うが、どのように考えているのか。

米子市農委
事務局

失礼しました。何もしていなかったというのは、同意が得られていたということで特段探していなかったということです。本来であれば1筆だけであったのですが、代替地を探すべきだったと反省します。

(米子市経済戦略課担当から)

今回、米子市が行う事業でございますので、仮に洪水ですとか、そういった被害が出た時には、米子市が責任を持つというのは当然のことであると考えております

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

石委員

説明の中で、進出する土地がなく、他に流出するということでしたので、できればそういうことがあってほしくないと思っております。企業の進出意向があつてのことで余裕をもつての開発ができないということで、そこは非常に残念だと思っており、私の意見として申し上げておきます。

既存の工業団地内にある公園について、そこにあるトイレの利用について駐車スペースがない。トイレ利用のための大型車が路上駐車している状況だ。駐車場があつても良いのではないかと思う。今回の計画にも公園スペースがあるが、駐車スペースがあるのかどうかお聞きしたい。

米子市農委
事務局

(説明者は農業委員会に代わって米子市道路整備課)

この度も計画において公園スペースはトイレの設置については計画しておりません。緑地を全体面積の3%作るということに、法律上なつておるといふことでございます。また、既存の公園のトイレについての駐車スペースについては、トイレ利用のための大型車の路上駐車は当初、想定しておりませんので、持ち帰り、今後、善処できるかどうかも含め検討させていただきたいと思ひます。

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

永田委員

当該地と南側の水田とのすみつきについて、どのようになつてゐるか不明なので確認させていただく。10ページに断面図はあるが、非常に文字が小さく、水田と道路、用水路の位置関係が分からない。追加資料でというより、現地確認の際、委員が見られてどうだったか、教えてもらつたらと思うがいかがか。

齋下副会長

現地調査では南側までは確認しておりません。用排水路を見てくださいと、既存分と区分されて排水路が計画されており問題はないと、ただ、私は現地調査の際、米子市に申し上げたのは用排水路はきちんと管理して下さいよと、草刈りとか水路清掃などきちんと管理して下さいと重点的に申し上げましたので、きちんと対応してもらえと思ひます。それと、南側の農地にはハウスがあり、その方も同意されています。以上です。

永田委員

ありがとうございました。所謂、境界にフェンスを付けるのかと思ひましたので伺ひました。以上です。

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

| | |
|----------|---|
| 横山委員 | <p>11、12ページに記載がありますが、調整池についてフェンスを設置されるのか。公園の近くに調整池があって1m程度の深さがあり、貯水量が2,840m³もあり、防御策を講じないといけないと感じる。この調整池の機能について、既存の工業団地にもあるが、どのように機能しているか、これまでの効果はどうか。</p> |
| 米子市農委事務局 | <p>(説明者は農業委員会に代わって米子市道路整備課) 調整池の安全対策については、公園も近いということもあり、自由に入出入りできる状況ですと危険ですので、調整池の周辺はフェンスで囲って、高さ約1.5mで、その上に忍び返し、登って入れないような構造にいたします。調整池によじ登って入れないようにする仕様です。資料7ページに拡大図があり、調整池の引き出し線の所にフェンス図があり、こういった仕様で整備いたします。</p> |
| 横山委員 | <p>既存の工業団地の調整池について、効果について、どの程度効果があったのか参考までにお聞きする。</p> |
| 米子市農委事務局 | <p>この調整池につきましては、大きな災害が出るようなことはございませんし、十分に機能していたと考えられる状況です。</p> |
| 議 長 | <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| 松村委員 | <p>何点か、事実確認をさせていただく。まず、一点目が転用目的のところ、整備は完了したが工事が未着工というのは、購入企業が施設工事未着工ということで良いか。</p> |
| 米子市農委事務局 | <p>そうです。</p> |
| 松村委員 | <p>二点目、資料の3ページ汚水は、進出企業がそれぞれ合併浄化槽を設置するとあるが、これはどこに繋がるのか。調整池に繋がるのか。最終的には川へとなるのか。</p> |
| 米子市農委事務局 | <p>そうです。最終的には調整池に入ることとなります。</p> |
| 松村委員 | <p>12ページの図面を見ていると、これまで整備された調整池と比較して今回、非常に大きいという印象だが、何か意図があつてのことか、最終、川への放流となるので少し余裕をもつてのことか。</p> |
| 米子市農委事務局 | <p>基本的に整備する開発面積に対して必要量を確保するのが前提ですので、開発面積に応じて面積の大小は生じています。平成30年の開発時の調整池に流れて行きますので、これを調整するために、流量を計算した結果、前回よりも今回大きく計画したものでございます。</p> |
| 議 長 | <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(質問・意見なし)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>議 長</p> <p>議 長</p> | <p>それでは、お諮りします。 米子市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p> |
| <p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> | <p>情報提供について、 (1) 常設審議委員会運営規程の一部改正について (2) 市町村法令外負担金審議会ヒアリングについて (3) 令和4年度鳥取県農業委員会特別研修会の開催について (4) 令和4年度全国農業委員会会長代表者集会について 事務局、一括して説明して下さい。</p> <p>(別紙、資料3～6により説明)</p> <p>皆さんからご質問をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| <p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p> | <p>その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>(次回12月の開催等について説明等)</p> |
| <p>8 閉 会 議 長</p> | <p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時15分)</p> |